

●工事の順序を明らかにした書類

●災害を防止するための措置、

生活環境を保全するための措置を記載した書類

記載例

施工計画書

<一時堆積の場合>

《今後設置する場合》

(※土木共通仕様書を参照したのもも良い)

(1) 計画工程表

工種 \ 年月	R4.12	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9
準備工	■									
調整池工		■								
擁壁工		■				■				
排水工			■							
盛土工			■	■	■	■	■	■	■	■
水質・ 土壌調査							■			

《既に設置済みの場合》

工種 \ 年月	R4.12	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9
準備工	なし									
調整池工										
擁壁工										
排水工										
盛土工			■	■	■	■	■	■	■	■
水質・ 土壌調査							■			

防災施設（調整池工、擁壁工、排水工）が既に設置済みの場合は、「設置済み」である旨を記載ください。

(2) 指定機械（使用機械）

使用機械	台数	規格等
バックホウ	2台	0.6 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
〃	2台	0.2 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
トラッククレーン	1台	0.4 t 吊り
ダンプトラック	2台	10 t
〃	1台	4 t
コンクリートポンプ車	1台	
タンパ	3基	60～100kg
散水車	1台	

以下の機械は
必要に応じて
記載ください。

(3) 主要資材

主要資材	規格等
土砂	第1種～第4種建設発生土
基礎材	再生クラッシャーラン RC-30
生コンクリート	18-8-40
コンクリートブロック	控え 35 c m
PU側溝	300-300
〃	250-210

(4) 施工方法

○各工種の主な施工方法は以下のとおりとし、記載していない部分は、静岡県土木工事共通仕様書に準じて施工する。

①準備工

- ・盛土等を行う敷地（又は当社敷地）の周囲に仮囲いを設置する。
- ・工事の支障となる樹木の伐採、草木の刈払いを行う。
- ・盛土の中にこれらが混入しないように除去し、場外の処分場にて適正に処分する。
- ・落葉等が含まれる表土は剥ぎ取り、場内に仮置きし、植栽に再利用する。

②調整池工

- ・調整池の施工位置の伐採等が終了したら、速やかに工事に取りかかり、区域外への雨水や土砂の流出を防止する。
- ・必要な容量が確保されるよう、設計図面のとおりに施工する。
- ・台風等の大雨の後には土砂等の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫する。

③擁壁工

- ・設計図面にに基づき、ブロック積擁壁を施工する。
- ・ブロック積の施工には、トラッククレーン又はバックホウを使用する。
- ・背面の埋戻し材及び裏込め材はタンパを使用して転圧する。

④盛土工

- ・盛土等の勾配は2割よりも緩くし、盛土等の高さは5mを超えないようにする。
- ・盛土等と敷地境界までの保安距離として、5m以上を確保する。
- ・盛土等は、締固め機械による転圧が行えないため、バックホウにて法面等の整形と転圧を行う。
- ・法面の浸食や崩落が見られる場合には、速やかに手当てし、区域外への流出を防止する。

⑤排水工

例1

- ・盛土等を行う敷地（又は当社敷地）の周囲には排水工を施工し、雨水が区域外に流出しないようにする。

例2

- ・盛土等を行う敷地（又は当社敷地）には、調整池に向けて勾配を設け、雨水が区域外に流出しないようにする。
- ・排水工の脇の土砂は、タンパーで確実に転圧する。

(5) 施工管理及び品質管理計画

○各工種の施工管理及び品質管理は、静岡県土木工事施工管理基準に準じて管理する。

- ・廃棄物が生じた場合には、マニフェストを作成し、適正に処分する。
- ・調整池及び擁壁の全景写真は、着工前、完了後及び施工の中間時点で撮影する。
- ・構造物は、施工の段階毎に出来型及び写真管理を行う。
- ・搬入される土砂等は、土砂等搬入元証明書にて汚染されていないことを確認し、土砂等搬入報告書としてとりまとめる。
- ・盛土等は、バックホウにて法面等の整形と転圧を行い、その状況を写真撮影する。

(6) 環境対策

○定期調査

- ・盛土等の着手から6カ月に一度、水質及び土壌の汚染の状況の調査を実施する。

○粉じん対策

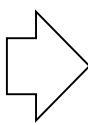
- ・盛土等を行う敷地（又は当社敷地）の周囲に仮囲いを設置し、粉じんが区域外に飛散しないようにする。
- ・表土が乾燥しているときや、風が強いときには、速やかに盛土の転圧を行った上で散水車を用いて散水を行う。

○騒音、振動対策

- ・工事で使用する機械は、低騒音型を使用し、不要な空ぶかしは行わない。
- ・使用する機械、車両はこまめにアイドリングストップを行う。
- ・工事車両及び関係車両が、国道〇〇から盛土等区域までの住宅地に近接する一般道を通行する際には、制限速度以下で走行する。

(7) 緊急時の連絡先と連絡の基準

申請者連絡先		許可権者
名称	(株) 北沼建材	
電話番号	054-〇〇〇-××××	
メールアドレス	ken_kitanuma@hd.ne.jp	



静岡県くらし・環境部環境局 盛土対策課
054-221-2137
morido110@pref.shizuoka.lg.jp

- ・静岡県気象台における観測雨量が、時間降雨量 40 mm かつ連続降雨量 100 mm を超えた場合、又は崩壊・流出により区域外に被害が生じた場合には、盛土等の状況を許可権者に報告する。
- ・緊急を要する場合は、電話連絡をすることとし、それ以外の場合にあつてはメールにて連絡する。